



「病後児保育事業」の対象者

下記すべてに該当する児童

- ・市内に居住し、又は市内の幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍する生後 6 か月から小学校就学の始期に達するまでの児童
- ・病気の回復期にあり、医療期間に入院して治療を受ける必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから、集団保育が困難であると医師が認めた児童
- ・保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な児童

※病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザなどの感染性の強い疾患の場合は、お預かりできないことがあります